

# 成立期の近代國家（下）

中山 治 一

序、一、「政治史」的觀點

二、「政治的な」時期（以上第二十三卷第三號既載）

一、「近代國家」の反對概念としての「中世國家」論

二、「テリトリウム」の形成（以上第二十五卷第一號既載）

三、「領域國家」の二重國家性とその克服（以下本號所載）

四、「絶對王政」論

## 三、「領域國家」(Territorialstaat)の二重國家性とその克服

イェリネクは、近代國家が本來その生成の當初から種々の側面よりする挑戦の中に身を曝しつゝ生長して來た——云ひかへると近代國家は激烈な鬭争の中に於いて始めてその存在を戦ひとることが出來た、と云ふ點に、近代國家をば古代國家から鋭く峻別する差違を認め、そして唯この鬭争を通じてのみ近代國家に獨自な「主權」(Souveränität)の概念が成立することが出來た——それ故「主權」とは最初は防禦的な併し後には攻勢的な性質の抗議的概念

(ein polemischer Begriff, zunächst defensiver, im weiteren Verlauf aber offensiver Natur) に他ならぬ——と考へながら、近代國家がその存在のために戦はねばならなかつた三つの力(drei Mächte)として「第一に國家をその下僕たらしめんとする教會、第二に個々の國家を唯單に行政單位(Provinzen)としてのみ認める(神聖)ローマ帝國、第三に國家と並立し對立する獨立の勢力として自負する國內の Lehensträger 及び Körperschaften」の三者を擧げてゐる。①しかしながら、勿論、これら三つの力が中世の國家に於いて相互に孤立して別々の存在をもつたのではないことは斷るまでもない。中世に於いては、統治上の或は身分的な權威と宗教的な權威とが不可分離に結びついてゐるのである。バルトルス(Bartolus)の云ふ如く、「(神聖ローマ)皇帝が全世界の主人でなく王でない」と主張する者は「たゞそれだけの理由で宗教上の「異端者である」(“Imperatorem qui diceret non esse dominum et monarchum totius orbis esset forte hereticus.”)とされねばならぬのである。かやうに、中世に於いては統治と宗教と身分とが一つのものに重疊してあつたと云ふ事實、即ち具體的には神聖ローマ帝國と教會と封建制度とが——それぞれ別個のものゝ偶然的な結合としてではなく——むしろ一つの幹に癒着した三つの枝の如き合生體として存在してゐたと云ふ事實に對應して、近代國家がその存在のために戦はねばならなかつた鬭争にも決してこれら三つの力の一つ一つを對象とするそれぞれ別個の鬭争があつたわけではない。その一つに對する攻撃は——必然的に——同時に他の二者に向けられた攻撃をも意味するものでなければならなかつた。例へば、吾々が前節に述べた Landesherrschaft の成立——即ち一定地域に於ける支配の一元化——がもと *Lehen* として分散的に veräußern されてゐた國家的官職の回收であり

集中であつたとするならば、云ひかへると *Landesherrschaft* が本来 *Lebensbeamtentum* 従つてまた封建制度 (*Lebenswesen*) そのものに對する攻撃とその犠牲に於いて成立したものであつたとするならば、それはまた同時に神聖ローマ帝國そのものに對する攻撃でありこれに犠牲を強ひるものでなければならなかつた。たゞ單にその成立の當初に於いてさうであつたばかりではなから。その後十三・四世紀を通じて *Landesherrschaft* がその固定 (*Konsolidierung*) の度を強めるにつれて帝國そのものの犠牲は益々大となるのであつて、云はゞ「テリトリウム」が「領域國家」 (*Territorialstaat*)——「分立國家」 (*Partikularstaat*)——として生長するのに比例して帝國と臣民 (*Reichsuntertanen*) との結合は弛緩させられてゆくのである。換言すれば、「領域國家」の固定化は *Reichsuntertanen* の *Landessassen* 化に他ならなからでも云ひうるであらう。かくして、夫々の「テリトリウム」の獨立國家としての生長は、*Reich* の利害をば *Land* のその背後に押やつてしまふこととなる。そして *Land* の利害に對する關心は——帝國一般の制度ではなくて——*Land* の利害に適應した新しい特有の制度の成立を要求せざるを得ない。これが「領域國家」に固有な *die landständische Verfassung* の成立の根據であり、ベーロフが此の制度の成立の説明をば *Landesherrschaft* の固定化と云ふ事實の中に求めうるとするその考察の仕方、大體以上の如き觀點に於いて理解されること<sup>①</sup>が出来るのである。

さて、吾々はさきに前節に於いて「テリトリウム」の内部構造に就いて *Dualismus* が考へられることを述べた。そして今また「テリトリウム」の國家的制度・組織として *Landstände* の *Verfassung* の成立したことを云つた。従つ

てこれら二つの事實が同時にしかも矛盾することなく成立するためには、この landständische Verfassung が必ず如上の Dualismus によつて性格づけられてゐるのでなければならぬ。然らば、landständische Verfassung の如何なる點にかやうな Dualismus が看取せられることが出来るのであるか、そして一國家の國家的制度に内在するかやうな Dualismus は「國家主權」の觀點に於いて如何に解釋されるべきであるか、そして最後に、後續する「絶對王政」はこの Dualismus に對して如何なる意義をもつものであるか——かやうな問題が次に問はるべき吾々の課題でなければならぬ。それ故、この landständische Verfassung そのものに就いて、その成立の歴史・その完成された時期の内部的機構・その消長と變遷等を考へることは、今の場合、吾々の關心の背後に在る問題である。かやうな問題の考察はベーロックのすぐれたそして浩翰な研究 “System und Bedeutung der landständischen Verfassung”<sup>④</sup> に委ねておきたらう。

ところで、ちぎにも云つたやうに、Landesherrschaft の成立は本来 Lehnbeamtentum の犠牲に於いて遂行されたのであつた。しかし、このことは——斷るまでもなく——Beamtentum 一般の否定を意味するのではないことは勿論である。むしろ、それは、従前 Beamtentum の中に深く滲透してゐた封建的諸關係をばそこから排除し、Landesherr に直屬する純然たる官僚組織を以てそれに置き換へることを意味する。ベーロックが「テリトリウム」の成立を以てたゞちぎで “die Verdrängung des Lehnswesens aus dem Beamtentum”<sup>⑤</sup> となし、また “den Feudalismus im Ämterwesen zu bekämpfen”<sup>⑥</sup> と云ふのも、要するにかやうな意味に於いてでなければならぬ。それ故、「テ

リトリウム」の成立は、同時にまた新しい——近代の——Beamtentumの誕生を意味する。両者は成立を共にするばかりでなく、その生長をも共にする。前者が「領域國家」として整備されてくると云ふことは、たゞちに後者の伸長を意味してゐるのである。かくして、吾々は全體として十三、四世紀の交にはそれぞれの「リトリウム」が若干の行政區域(Amtsdistrikt)に區劃せられそして個々の區域に従前とは異つた——近代の意味に於ける——官吏が任命されてゐるのを見ることが出来るのである。<sup>(8)</sup> “Amtmann,” “Drost,” “Pfleger,” “Vogt”<sup>(9)</sup> 等の名稱によつて呼ばれるものがかかるものである。これらは一般行政上の機關に他ならないが、これに對して財政に關しては大抵の場合特殊な官吏が任命されるのが普通であつた。即ち “Rentmeister,” “Kellner”<sup>(10)</sup> 等の名を以て呼ばれるものがそれである。以上は何れもLandesherrに直屬するものであり、その支配遂行のための機關に他ならなかつたのである。

然るに、「領域國家」には、かやうな——Landesherrの支配權(Herrschaftsrecht)に歸屬しその執行機關としての機能をもつ——官僚組織に對立して、これとは異つた他の支配に屬する別種の行政・財政及び稅政の機關が存在してゐたことを吾々は見落してはならない。即ち “Ständeに直屬する官僚組織がそれである。そして、これとLandesherrの支配權に屬する機關との並立關係は、財政及び稅政の部門に於いて最も特徴的にうかがはれることが出来る」と考へられる。勿論、今日と異つて官吏の管掌業務が明確に細分化してゐなかつた當時に於いては——ベーロッフの解釋するやうに——一つの組織が非常に廣汎な業務を管掌し行政上の機關でもあれば同時に財政及稅政上の機關でもあつたと云へるかもしれないが、しかし何れにしても今日吾々の謂ふ財政及び稅政に關して最もよくこれら二つの別種の命令

系統に屬する機關の並立關係を認めることが出来るのであるから、吾々は次に先づこれらの部門に就いて *ständische Verfassung* の下に於ける「領域國家」の内部機構を考察してみたいのである。

「領域國家」の財政の一部は *Landesherr* に歸屬し彼の管理の下に置かれてゐる。そしてこの部分は“*Domanium*”と稱せられてゐる。併し吾々は此の名稱を極めて廣義に解釋しなければならぬ。それは、單に *Landesherr* の土地所有の總體のみを指して云つてゐるのではない。彼の土地所有から生ずる收入の他に、それは尙種々の公的特權(*Regalien*)——貨幣及び關稅をも含めて——に基づく所得並びに舊來の公稅(*Bede*)による收入等をも包含してゐるのである。こゝには“*Pertinenzqualität des Domaniums*”の原則が妥當す<sup>⑩</sup>。*Landesherr* はかやうな收入を以て統治の費用を賄はねばならぬ。しかしながら、やがて——時代の推移と共に益々——かやうな收入のみでは補填するに充分ではないやうな事態が生ずる。かゝる場合、*Landesherr* は臨時の補助をばその臣民——従つてその *Stände*——に要求せざるをえない。然るに、*Stände* にとつては、この點に關して *Landesherr* を扶助すべき法律上の義務もまた道徳的義務も本來存しない。むしろ、*Stände* はそれ自身独自の *Gemeinwesen* をなしてゐるのである。かりに *Stände* が *Landesherr* に對して何かを許容した場合を考へるならば、それは *Stände* が自らの自由意志に於いてちうしてゐるのである。例へば、*Stände* が何らかの新規の課稅に就いて *Landesherr* に同意したとするならば、この場合、*Stände* はそれによつて *Landesherr* に一つの「贈與」をなしたのである。しかもそれは飽くまで *Stände* が *Landesherr* に許した臨時の補助にすぎないのであり、従つて *Stände* は *Landesherr* が扶助を必要としてゐるその

明示された目的のためにのみ、かゝる「贈與」を利用することを Landesherr に許すのである。その上、Stände は、その同意した課税からの所得をば直接 Landesherr の手に交付することをすらしなす。Stände は、自己の監督の下にその徴收を行はしめるか乃至は全然自己自身の管理によつてその徴收を取計ふばかりでなく、尙徴收し終へた所得の使用に就いてすら同様のことを要求するのである。<sup>(14)</sup> 十四世紀の史料は、このことを明記して、次の如く云つてある——

In die Hände des Landesherrn oder seiner Amtsleute kommt nichts von dem Gelde. (Das bergische Rechtsbuch).<sup>(15)</sup> 一般に Landtag の制度を具備したすべての「領域國家」には Stände 自身の稅政が存在してゐたと云はれるのであるが、その多くのものは永続的な大組織にまで發達を見るのである。例へば、ブランデンブルクに於いては、それは“ständisches Kreditwerk”にまで發達してゐるのである。かやうにして、一つの「領域國家」の内部には所謂“Landeskasse”が“landesherrliche Kasse”に對立して存在し、しかも兩者はそれぞれ自己に固有の管理機關(Verwaltungsapparat)を有する事實が確認されるのである。<sup>(16)</sup>

吾々は ständische Verfassung の下に於ける「領域國家」の内部機構を特質づける組織の二重存在——従つてまた「支配」に於ける二つの Rechtssubjekt の對立的同時存在——をば主として財政及び稅政の部門を通じて考察したのであるが、次にかやうな「領域國家」の對外關係に就いて見てもまた——その内部構造の二重性に對應するところの——二元的性格を認めることが出来るのである。第一——今日の吾々にとつては常識的觀念とさへなつてゐるところの——「國外諸勢力との交渉は統一的に構成された國家の代表者の任に屬する」と云ふ觀念も存在してゐない

し、またその事實もない。即ち、對外關係に於いては Landesherr と Landstände とが同等の位置に立ち、同等の權能を有するのである。一方では Landstände 自身が直接他國の Landesherr と交渉することが可能であり、他方では Landesherr が自國の Stände とは無關係に直接他國の Landstände と交渉をもつことが出来たのである。更に Landstände は他の「領域國家」の Landstände と交渉をもつことも可能であつた。勿論、かやうな關係は Landesherr にとつては往々不利な乃至は不都合なものであり、後者はそれに對して抗議することもあつた。併し、Landesherr が必ずしも常に Stände に對してかやうな態度をのみとつたのではなから。Landesherr が、自國の Stände に對する他國の作用をば快く見たこともあつたのである。<sup>(16)</sup>

以上、吾々がその内部機構及び對外關係に於いて確認したところの「領域國家」のもつ二元的性格——Dualismus<sup>(17)</sup>は、「近代國家」の成立過程と云ふ觀點から云つて如何に解釋されるべきであらうか。第二に吾々は、「領域國家」が相異つた二つの Rechtssubjekt の合生(Zusammensetzen)によつて成立してゐることを理解しなければならぬ。<sup>(18)</sup>即ち、その支配權を具有する Landesherr として「Land」との二つの Rechtssubjekt である。完成された形に於ける「近代國家」の制度——即ち吾々が「十九世紀國家」に於いて具體的に見ることの出来る所謂“moderne Verfassung”に於いては Landesherr も Parlament も共に一つの、そして同じ國家の構成部分となしてゐるのに反して、「領域國家」に於いては——なんちのヨリ、高次の秩序によつて統合されることのない——二つの法主體が對立的に、同時に存在するのである。そして「領域國家」の住民は、同時に相異つた二つの界相に屬する。即ち、彼等は一方に於いては——



Landesherr に對立する Stände によつて代表されることゝの——“Land”の成員であると同時に、他方に於いては「臣民」として Landesherr の支配權に下屬し、従つてかゝるものとして彼等は Landesherr に對して「忠誠」と「從順」とを義務づけられてゐるのである。これを Landesherr の側から云へば、彼は「國家」に同化され、「國家」の中へ解消されてしまふものではない。彼がなんらかの自己の行爲によつてその動機を擧げて理由づける場合、彼はその行爲に於いて「自己」及び、“Land”の利害を考慮してゐることを保證し確言する。同様に、Stände は——例へば彼等がなんらかの課税に同意を與へんとする場合——これが“Land”及び Landesherr の福祉のために行はれることを強調する。“Land”と Landesherr との間の協約が時に“Vertrag”或は“Traktat”と云ふ名稱によつて呼ばれるのも、全くかやうに兩者が二つの法主體として並立的に共存することを示すものに他ならないのである。<sup>⑩</sup>

それ故、かくの如き構造をもつ「領域國家」は、「近代國家」の成立過程——即ち「中世國家」から「近代國家」への國家制度の移行の道程に於いて、まさしく兩者の中間の場所に位置を占めるものと云はれることが出来るであらう。いまこれを「中世國家」の側から見るとは——單に國家權力・國家的官職と云ふ點からのみ考察しても——無數の中心をもつと考へられる多元的な「中世國家」に對比して、「領域國家」は二つの中心をもつ二元的な國家として把握される。云はゞ、吾々がさきに述べた「テリトリウム」の成立とその「領域國家」としての整備・landständische Verfassung の成立等の一聯の歴史過程を通じて、「中世國家」に並存した多數の微小な中心が整理せられ二つの中心にまで集中せられて、十二・三世紀以降の「支配の二元化」への傾向がこゝに二元的な「領域國家」と云ふ現象形態をとつて

結晶したと見ることが出来るであらう。更に「中世國家」に對比して「領域國家」が新たにもつやうになつた性格として、吾々は——すでに「領域國家」と云ふその名稱自體が示してゐるところの——國家の「地域性」を擧げることが出来る。これは、すでに前節に於いて述べたところの一つの統一體(Einheit)としての“Land”の形成とかゝる統一體全體に對する劃一的支配の確立と云ふことから必然的に生れてくる性格に他ならないのであるが、喩へてみれば、無限に多數の中心をもつ微小なもの集合體に於いてはその全體としての周邊は明確な一線を以て規定し難いのに反して中心が二つしかない場合には吾々はそこに楕圓の圓周を考へることが出来る如く、二元的な「領域國家」は——“*totus orbis*”を包含すると考へられた「神聖ローマ帝國」とは異つて——その周圍に對して境界を以て區劃されてゐるのである。「領域國家」が「國家」に對して附加したところのかゝる「地域的性格」・「領土性」はそのまゝ「近代國家」を特質づける性格の一つとなつたのであつて、これを逆に「近代國家」の側から云へば、「國土」が「近代國家」に於いて有する意義はすでに「領域國家」に於いて新たに獲得せられそしてこれから繼承されたものに他ならなかつたのである。しかも、他方に於いては、「領域國家」は身分的構造をもちそこには身分的隸屬關係もまた存在してゐるのであるから——即ち“*Personenverband*”を認めうるのであるから、テオドル・マイヤーの構成してゐる二つの「國家類型」概念——“*Personenverbandsstaat*”と“*Flächenstaat*”と——に従つてそれぞれ「中世國家」と「近代國家」とを對立させるにしても、やはり——この「身分的構造」と如上の「地域的性格」との二つの特質の並存と云ふ點から云つて——吾々は「領域國家」の中に、對立物たる「中世國家」と「近代國家」との矛盾的同時存在を確認しなけ

ればならないであらう。

然し、「領域國家」が「近代國家」から區別されるのは、たゞ單にかゝる「身分的構造」と云ふ點に於いてのみであらうか。更に、吾々は國家權力の Träger と云ふ點に就いて兩者を對比しなければならぬ。再び比喩を藉りて説明することが許されるならば、「領域國家」が中心を二つもつ楕圓に喩へられるのに對して、「近代國家」は中心を一つとする完全圓にたとへられることが出来るであらう。そして、「領域國家」から「近代國家」への國家的制度の移行は、楕圓に於ける二つの中心の漸次的な併し無限の接近に喩へられ、また「近代國家」の成立過程の完了は、楕圓に於ける二つの中心の距離の縮少とその極限に於ける二者の合一に喩へられることが出来るであらうか。事實、「近代國家」成立の過程は「領域國家」に於ける二つの中心——Landesherr と Landstände との中の一方が他方によつて克服せられその一方のもつ公法的權能が他方によつて完全に吸收せられて、上述の Rechtssubjekt——或はドーナツの所謂 “Träger öffentlicher Rechte”<sup>(21)</sup>——が唯一者となつて後に始めて完了を告げるのである。云はゞ、楕圓に於ける二つの中心の距離の漸次的な併し無限の縮少の極限に於いて、もはや楕圓とは異質的な完全圓の成立を考へうる如く、「領域國家」の Dualismus の漸次的な克服の極限の場合として——「領域國家」とは實的に區別さるべき——「近代國家」の成立を考へることが出来るのである<sup>(22)</sup>。

以上、吾々は「領域國家」を特徴づける最も本質的な性格をその國家構造の二元性の中に求め、この Dualismus の觀點から「領域國家」が「近代國家」成立の過程に於いて占める位置とその意義を考へたのであるが、こゝで吾々の注

意すべきはかやうな Dualismus が決して固定的なものとして・靜態的な (statisch) ものとして把握されてはならぬと云ふ事實である。それは、あくまで「中世國家」から「近代國家」への國家的制度の移行 (übergehen) の道程を特質づけるものとして、即ち運動の樣態を示すものとして把握されねばならない。それは、云はゞ流體的な (fließend) ・動的な (dynamisch) Dualismus に他ならぬものである。しかも、この dynamischer Dualismus がその時期時期に於いてそれぞれ如何なる變化と修飾とをもつて現象するかと云ふことは、専ら「領域國家」に於ける二つの Rechts-subjekt——即ち Landesherr と Landstände と——の間の無限に多様な内面的諸關係 (mannigfache innere Beziehungen) <sup>(24)</sup> によつて規定されるのであり、そして更にこの兩者の内面的諸關係なるものは窮極に於いて Landesherr と Landstände との間の力の關係に依存するのである。それ故に「領域國家」がそれぞれの時期に於いて如何なる意味のまた如何なる程度の二元性をもつものであるかと云ふことは——窺極の根柢にまで遡るならば——結局 Landesherr と Landstände との間の政治的實力關係 (politische Machtverhältnisse) によつて決定されるものに他ならぬのである。それは、ペーロツも云ふ如く、決して「論理の上の」問題ではありえないのである。<sup>(25)</sup> オトー・ヒンツェが——その研究「ヨーロッパの ständische Verfassung の類型學」に於いて——此の點に就いて云つてあるところを引用するならば、「Stände が如何なる程度にまで Regierungsgewalt に關與し得るかと云ふことに就いては何らの確固たる法規も存在しなす。すべては、慣習・事態・そして就中この兩者 (Landesherr と Stände と) の間の變化ある權力關係に基くのである。その重心は或は Landesherr の側に或は Stände の側に存するのであるが、併し吾々はまた永続的な・

不安定な・均衡状態をも見出すのである。かくして、それは一つの doppelpoliges System であり、かくる根柢の上に ständische Verfassung が成立してゐるのである。<sup>(23)</sup>「またスエーデンが landständische Verfassung の歴史を全體として概観して、そこに於ては「ein regelloses Auf- und Absteigen が問題である」と云つてゐるのも、ständische Verfassung が二つの力の「永続的な・不安定な均衡状態」を基底としてその上に成立するものであり、結局此の制度自體が二つの Rechtssubjekt の間の政治的實力關係に依存するものであることを意味してゐるのではなからうか。

かくの如く、ständische Verfassung が二つの政治的實力の「均衡状態」に依存して存在するものである以上、かかる「均衡状態」の破綻に於て ständische Verfassung の消滅乃至は有名無實化を考へうるのは論理的必然でなければならぬ。これを歴史事實に就いて云ふならば、Landesherr の政治的權力の異常な増大とこれに基く Stände の無力化であり、後者の權能の前者による完全な吸収である。元來、純粹に Landesherr の立場に立つてそこから landständische Verfassung を眺めるならば、Stände なるものは事實に於て Landesherr の公的權能を beschranken するものに他ならぬ。<sup>(24)</sup> かくる觀點からすれば、Landesherrschaft は本來 “beschränkte” Monarchie であつたと云ふことが出来る。然るに、いま Landesherr の公的權能を beschranken するところの Stände が政治的實力關係よりして有名無實化しその權能が前者によつて完全に吸収されてしまつたとするならば、Landesherrschaft は今や “unbeschränkt” なものとして妥當せざるを得なう。即ち、“beschränkte” Monarchie としての Landesherrschaft がその政治的實力によつて ständische Verfassung を打破し、これによつて自己自身を “unbeschrän-

kie" Monarchie に變質するのである。そしてそこに始めて吾々は「絶對王政」(die absolute Monarchie: der Absolutismus)の成立を考へることが出来るのである。それ故、「絶對王政」の「絶對」(absolut)と云ふ言葉の意味は「無制限」(unbeschränkt)と同義に理解されねばならぬ<sup>②</sup>。かくして、「絶對王政」即ち「無制限君主政」の成立と云ふことは、landständische Verfassung と云ふ國家の法的秩序が Landesherr の政治的實力によつて破られることを意味するのであり、またかゝる法的秩序の下に於いて對立的に、同時に並存することを許された如上の二つの Rechtssubjekt のうちの二者が他者に absorbieren せられて國家權力の Träger が唯一者となつたことを意味するに他ならぬのである<sup>③</sup>。

以上、吾々は、「領域國家」の國家的權力及び國家構造を特質づけ、Dualismus が dynamisch なものであるところから、その國家的制度たる landständische Verfassung、自體が窮極に於つては二つの Rechtssubjekt 間の政治的實力關係に依存するものであることを考へ、更に二つの政治的力の均衡狀態の破綻と云ふところから、終に「絶對王政」の成立にまで考へ及んだわけである。ところで、通常ひとは、「近代國家」は「絶對王政」の形態に於いて成立する、と考へてゐる。しかし、このことはどのやうな意味に於いて云はれることが出来るのであらうか。そして、一般に「絶對王政」なるものは「近代國家」成立の過程に於いて如何なる位置を占め、如何なる意義をもつものであらうか。これらが、次に吾々の向ふべき課題でなければならぬ。

① G. Jellinek, a. a. O. S. 410-411.

② G. Jellinek, a. a. O. S. 412. Anm. 3).

- ③ G. v. Below: Territorium u. Stadt, 2te Aufl. 1923. S. 172 u. 173.
- ④ G. v. Below, a. a. O. S. 58 ff.
- ⑤ G. v. Below, a. a. O. S. 53-160. 此の研究は「國權の發」版に於て發表せられたる。
- ⑥ G. v. Below, a. a. O. S. 173.
- ⑦ G. v. Below: Vom Mittelalter zur Neuzeit, S. 39.
- ⑧ G. v. Below, a. a. O. S. 42.
- ⑨ G. v. Below, a. a. O. ebenda.
- ⑩ G. v. Below: Territorium u. Stadt, 2te Aufl. S. 134.
- ⑪ G. v. Below, a. a. O. S. 132.
- ⑫ G. v. Below, a. a. O. S. 132-133.
- ⑬ G. v. Below, a. a. O. S. 133.
- ⑭ G. v. Below, a. a. O. ebenda.
- ⑮ G. v. Below, a. a. O. S. 134.
- ⑯ フォリック・ヌ・ラマン・フーリエもまた「かやうな「領域國家」を特徴づける「重國家性」を、特に「立法」と「行政」の部門に於て詳論してゐる。この「重國家性」とのものに就ては、Vgl. Felix Rachahl: Alte und neue Landesvertretung in Deutschland, Schmollers Jahrbuch, Jg. 33. 1909. S. 110-116. 特に「立法」に關しては同書一六六一-一六九頁、「行政」・「財政」に關しては同書一七九-一八三頁を参照。
- ⑰ G. v. Below, a. a. O. S. 129. Vgl. A. Dopsch: Beiträge zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1938, S. 200.
- ⑱ G. v. Below, a. a. O. S. 129.
- ⑲ 第一節註⑥を参照。
- ⑳ A. Dopsch, a. a. O. ebenda.
- ㉑ 如何なる意味に於て「ス」に「近代國家」の成立をきくべきに就ては、次の第四節参照。
- ㉒ G. v. Below, a. a. O. S. 130.
- ㉓ G. v. Below, a. a. O. ebenda.
- ㉔ Otto Hintze: Typologie der ständischen Verfassungen des Abendlandes. Hist. Zeitschr. Bd. 141. 1930. S. 232.
- ㉕ G. v. Below, a. a. O. S. 64.
- ㉖ Landesherrの公的權能を beschränken するものと「Stände」の性格は、「領域國家」に於ける Kriegswesenの中に最も簡明に看取されることが出来ることを考へられ。Landesherrは「Stände」の同意なしたは「兵を Land に招來しなうこと」及び築城しなうことを誓約しなければならなうことである。Vgl. G. v. Below, a. a. O. S. 133-134.
- ㉗ G. Jellinek, a. a. O. S. 694 ff.
- ㉘ Landesherr と Stände との政治的闘争に於て必ずしも

常に前者が勝利を得て「絶對王政」が成立したとは限らな  
 ず。例へば *Niederland* に於いては逆は *Stände* が勝利を得  
 ち *Landesherrschaft* が除去せられ、國家主權を掌握した  
*Stände* は純粹に公法的な基底の上に *Korporationsrecht*  
 を *Staatsrecht* としたのである。(Vgl. Felix Raftahl,  
 a. a. O. Schmollers Jahrbuch, 33, 1909, S. 127 f.) 尚

*Landesherr* と *Stände* の何れが勝利を得るかとして此の  
 問題は各國に於ける従前の制度と如何に關聯するものであ  
 るかを、制度史の立場から類型學的に考察したのが、さきに  
 擧げたオトー・ヒンツェの研究である。前掲 *Hist. Zeitschr.*  
 Bd. 141, 1930, S. 229 ff. 参照。

#### 四、「絶對王政」論

吾々は、さきに「テリトリウム」の形成を論ずる場合にもまた「絶對王政」の成立を考察する場合にも、國家の法的  
 制度を破る力としての「政治的實力」(*politische Macht*)を考へ、かゝる概念を中心として問題を展開しつゝ、十二  
 三世紀より十六・七世紀に至る國家制度の變遷を跡づけて來た。テオドル・マイヤーも「近代國家」の *Grundlage* の  
 生成に關して「政治的な *Macht* のみが *treibende Kraft* たりうる」<sup>①</sup>ことを考へ、オトー・ヒンツェも *Landesherr* と  
*Stände* との關係に就いて「變化ある權力關係」<sup>②</sup>と云ふ概念を用ひてゐる。しかし、かやうな實力あるひは權力と云ふ  
 のは一體如何なるものであらうか。勿論、吾々はこゝで、一般に「政治的な力」とは何であるか、と云ふ問題に就いて  
 考へる必要はない。たゞ、今の場合に説明を要求せられるのは、「絶對王政」が成立する際に——即ち *Landesherr* の  
 權力が *Stände* をば自己に屈服せしめる際に——「政治的な力」として *Landesherr* に役立つたものは具體的に何であ  
 つたか、と云ふ問題である。これに對して、吾々は先づ兵力と財力とを考へることが出来るであらう。勿論、兵力と



はそれ自身に於いては單なる Gewalt 乃至は物理的な破壊力にすぎないであらうし、また財力とはそれ自身に於いては單に價値購買の可能性にすぎないかもしれない。しかし、かゝる力或は可能性が Landesherr と Stände との政治的闘争に於いてその闘争の手段となるとき、それらはもはや單なる破壊力でもなければ價値購買の可能性でもない。それらはそこに於いて「政治的な」意味を擔ふ力として作用せざるを得ないのである。然るに、當時の兵制のもとに於いては、兵力は窮極に於いて財力に依據せざるを得ないものであつた。何故なら、軍隊の裝備は勿論のこと、傭兵の勞働力の購買の可能性は専ら Landesherr の財力に負ふものであつたからである。かやうにして、Landesherr の兵力は結局彼の財力によつて規定せられ、従つて——「絶對王政」の成立に際して或は更にそれ以後に於ける「絶對王權」の伸張に於いて——「政治的な力」として Landesherr に役立つものは、直接及び間接の二重の意味に於いて彼の財力であつたと云ふことが出来るであらう。そこに、吾々は「絶對王政」の物質的基盤としての Landesherr の經濟狀態の究明が「絶對王政」研究の重要な課題の一つをなす充分の理由を見出すことが出来るのである。云はゞ、そこに、政治史的研究と經濟史的研究との交錯する場が考へられるのである。しかし、勿論、このことが政治史を經濟史から説明することが可能であると云ふことを意味してゐるのでないことは斷るまでもない。政治上に於ける「絶對王政」の時期は——云ふまでもなく——經濟史上に於いては商業資本及び高利貸資本の蓄積期であり、商業資本家の擡頭期であつた。従つて、「絶對君主」は、直轄王領地よりする地代收入その他の領主としての收入の増加を計ることの他に、尙かゝる商業資本の蓄積によつて自己の物質的基底を増強することが可能であつた。それ故、「絶對王政」と商

業資本とは本来不可分離な關係にあり、従つてかゝる關係を對象とするところの「絶対王政」の經濟史的研究もまた可能でなければならぬ。しかしながら、このことは、「絶対王政」をば經濟史から説明することが可能であることを意味してゐるのではない。「絶対王政」は商業資本の政治的自己表現の如きものではない。むしろ、「絶対王政」が商業資本を育成したのである。「絶対王政」はかゝる主體的な側面に於いて把握されねばならない。吾々は、今日まで、餘りにも歴史事象の經濟史的説明の過剩に惱まされて來た。從來の「絶対王政」の研究もまたかゝる場合の一つである。勿論、經濟史的研究と云つても、吾々は、政治事象をば經濟現象から説明することのみを指して云つてゐるのではない。從來の社會經濟史研究に於いて最も特徴的に見出されるところの自然科学的客觀的な對象の把握の仕方を云つてゐるのである。吾々にとつては、蓄積された資本が問題ではなく、その蓄積の行爲が問題なのである。つくられたものではなくて、つくる行爲が問題なのである。蓄積された商業資本から「絶対王政」が自然發生したのではなく、Landesherr が富を蓄積しまた商業資本家の富の蓄積を育成し保護し助長したのである。

かやうに、「絶対君主」の政治的實力を規定するところの物質的諸條件乃至は「絶対王政」の成立及び存続の社會的地盤なるものを顧慮するならば、從來多くの經濟史家の注意と關心とが「絶対王政」に向けられ、そしてその研究がいち早く彼等によつてなされたとしても、決して怪しむに足りないであらう。最近「絶対主義の批判」と云ふ研究を發表したヴェイルヘルム・モムゼンが云ふやうに、「重商主義メルカントリリスムの政治的側面を完全に理解してゐたところのシュモラーこそ眞に生命ある絶対主義國家觀を基礎づけた最初の人であつたが、これは決して偶然ではない<sup>①</sup>」のである。しかし、重要

なことは、「絶對王政」を研究した最初の人が經濟學者であつたと云ふことではなく、むしろ經濟學者の行つた研究がたゞちに歴史學の専門分野に於ける「絶對王政」研究にとり入れられ、そして彼等の對象の把握の仕方がそのまゝ無批判的に受けつがれて來たと云ふ事實である。フリッツ・ハルトウシクの指摘してゐるやうに、從來の殆どすべての「絶對王政」研究は直接或は間接に經濟學者ヴィルヘルム・ロッシヤの研究にその出發點を負はないものはないのであつて、しかもこの間にあつて——例へばクルト・ブライジヒの如く——ロッシヤの所説に論駁を興へ或は——ラインホルト・コロザの如く——部分的にロッシヤの主張に修正を加へた學者もないではなかつたが、しかしこの經濟學者の「絶對王政」論の根本的な立場なり對象の把握の仕方なりを批判し克服することは未だかつてなされたことがなかつたのである。政治史家トライチュケすら——少くとも彼の「政治學」第二卷に於ける「絶對王政論」に就いて云へば——未だかゝる經濟學者の觀點よりする「絶對王政」の把握の仕方に對して根本的な批判の眼を向けることを知らず、少くともこの點に關して曖昧さを免れることが出来なかつたのである。<sup>⑦</sup>

さて吾々の問題としてゐるロッシヤの「絶對王政」論は、最初一八四七年に發表された彼の研究 “Umriss zur Naturlehre der drei Staatsformen” に述べられたものであるが、その後彼の二つの代表的著作 “System der Volkswirtschaft” 及び “Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland” に於いて再び展開せられ、最後に——その間一八八九年にはコロザのそれに對する修正論があつたにも拘らず——尙彼の “Politik” (The Auf-1892.) に於いても固執されてゐる持論である。吾々は、以下に彼の主著の一つたる “Geschichte der Nationalöko-

nomik”に就いてその「絶対王政」論を顧みてみやう。

「近代諸國民のもとに於けるかゝる絶対王政の發展には一様に (regelmässig) 三つの段階 (Stufen) が區別される。第一に、例へばフィリップ二世及びフェルディナンド二世が示現してゐる如き宗教的絶対主義 (der confessionelle Absolutismus) があり、これは cuius regio, eius religio と云ふ標語をもつ。第二に、ルイ十四世に於いてその頂點に達するところの宮廷的絶対主義 (der höfische Absolutismus) があり、これは l'état c'est moi と云ふ標語をもつ。最後に、十八世紀の啓蒙的絶対主義 (der aufgeklärte Absolutismus) があり、これは le roi c'est le premier serviteur de l'état と云ふ標語をもつてゐる。最後のものは “Staatsmaschine” と云ふ表現を好み、且つ理論の上の如く明敏な規範に従つてその臣民をして出来るだけ多數の裕福なそして啓蒙された・支配者の意志の器具 (Instrumente des Herrscherwillens) たらしめやうと企てるものである。……………かゝる三つの發展段階のうちそれぞれ後續のものは、絶対主義をば、ヨリ、高く昂揚せしめるものであり、支配者をして、ヨリ、無制限な (unbeschränkter) 位置に置くものであることを、ひとは容易に認識するであらう。啓蒙的絶対主義は、たゞ單に——宗教的絶対主義が願慮しなければならぬやうな——同盟者たる教會に對する幾重ものしかもしばは非常に強壓的に要請される願慮から自由であるばかりでなく、また——宮廷的絶対主義の時代を支配してゐるやうな——典禮や半世襲化された官僚制や更にこれらと結合せる冗慢な事務遂行などからも自由である。國家の “erster Diener” は、彼自身の名に於いてする場合よりもつと遠慮なく、國家の名に於いて、國民の Gut と Blut とを要求することが出来るのである。特に、

かの Volkswirth としての支配者の地位は、この第三の時期に至つて始めて、まさしく意味あるものとなるのである。これに對して、宗教的絶對主義は餘りにも“Fromm”であり、宮廷的絶對主義は餘りにも“vornehm”でありすぎるのである。」<sup>(9)</sup>

さて、かやうな「絶對王政」論に就いて、こゝに引用した僅かの章句からも推論しうることは、第一に、少くともヨーロッパのすべての國家に於ける國家形態の變遷には繼起の合法則性 (Regelmässigkeit der Aufeinanderfolge) が存在すると云ふ思想がかゝる立論の根柢をなしてゐる、と云ふ事實である。<sup>(10)</sup> 何故なら、この理論は、同一國家に於ける國家形態の變遷に就いて考へられてゐるばかりでなく、むしろ十八世紀のプロシヤ國家——同様にまたロシアやオーストリアの國家——の前段階は十七世紀のフランス國家に見出され、それと同様な意味に於いて後者の前段階は十六世紀のスペイン國家に見出されると主張するのであるから。更に、第二に推論しうることは、この理論に於いて考へられてゐるところの國家形態の變遷に於ける繼起なるものが實は直線的な進歩・同一目標に向つての向上・即ち何らかの意味での價値の増大を意味してゐる、と云ふ事實である。何故なら、君主の「絶對性」即ち「無制限性」(Unbeschränktheit)と云ふ點に於いて、「宮廷的絶對王政」は「宗教的絶對王政」よりもヨリ完全なものであり、また「啓蒙的絶對王政」は「宮廷的絶對王政」よりも更に完全なものであつたと考へるのであるから。それ故、かやうな理論が成立するためには、それぞれの國家は内在的な Lebensgesetz によつて制約されるところの特殊な自己完結的な發展をば規則正しく經過すると云ふことが前提されねばならない。即ち、それぞれの國家は“biologisches Gattungswesen”。

でなければならぬ。かゝる考察の仕方を根柢に於いて規定するものは、biologische Analogie に他ならないであらう。かゝる理論は、生物學に於ける進化の法則を國家論に適用したものにすぎないと云へないであらうか。事實、ロッシヤーにとっては、「國家」は「*Naturwesen*」に他ならなかつた。彼の「國家」概念は——ヒンツェが適切にも批判してゐる如く——單に logisch な類概念の意味をもつばかりでなく、また同時に biologisch な類概念の意味をもつてゐたのである。ロッシヤーは、「國家」をば類に於ける個として (*als das Individuum einer Gattung*) 觀察し、人類的 *Lebensalter* と國家の發展段階との Analogie の思想によつて貫かれてゐたのであつた。<sup>⑩</sup>

尤も、斷るまでもなく、いまの吾々にとつては、かやうなロッシヤーの研究方法そのものや「政治的發展段階」説自體が問題なのではない。それらは、古くヒンツェやマックス・ウェーバーによつてすでに批判しつくされたところである。<sup>⑪</sup>吾々にとつては、問題は、ロッシヤーのかゝる「絶對王政」論が「歴史學の専門分野に於いて賛成を見出し」、<sup>⑫</sup>その後の「諸々の(歴史)叙述の中に於いて既知のものとして前提される」<sup>⑬</sup>に至つたと云ふところにあるのである。勿論、彼の「絶對王政」論の悉くがなんらの修正をうけることもなしにそのまま歴史學の専門領域で繼承されて來たと云ふのではない。さきにも觸れておいたやうに、すでに早くコオザーによつて比較的重要な修正を被らねばならなかつたことも事實である。しかし、コオザーによつて克服されたのは、ロッシヤーの「絶對王政論」のもつある側面のみであつて、その全體ではない。コオザーが批判することの出來たのは、ロッシヤーの生物學的概念によつて構成された發展段階説に含まれてゐるところの直線的進歩・價值的向上の思想のみにすぎないのであつて、<sup>⑭</sup>今一つのロッシヤーの立論

の根柢をなしてゐるところの・ヨーロッパのすべての國家に於ける國家形態の變遷の合法則性と云ふ思想は、未だコオザーによつて疑はれてをらず、また更にかゝる思想の背後にあるところの自然科学的客觀的な比較研究の態度そのものにまで遡つて批判することは、コオザーの未だ及び得ないところであつた。<sup>⑩</sup>むしろ、かやうな點に於いては、コオザー——のみならず他の多くの「絶對王政」の研究者——も、實はロッシヤの研究方法的繼承者であつたと考へられて差支ないのであつて、從來の殆どすべての「絶對王政」の把握の仕方が専ら制度的なモルフオロギッシュな比較研究の方法にのみ終始してゐたこと<sup>⑩</sup>の最も根本的な原因は、實際そこに由來するものに他ならなかつたのである。

しかしながら、勿論、吾々はこゝで單に制度的なモルフオロギッシュな研究が一般に無意味であり無用であると主張しやうとするのではない。たゞ吾々の云ひたいのは、かやうな自然科学的客觀的な比較觀察の態度に基づくところの單にモルフオロギッシュな歴史把握の仕方が歴史をば單に「つくられたもの」を對象としてこれをたゞ客體的に下から捉へるにすぎないと云ふ事實である。そこに於いては、「つくる力」とそのはたらき・主體的な個とその行爲が見落され、總じて行爲の世界が消去されてゐるのである。それ故、一般に、かゝる歴史把握の態度が單に歴史の世界の一面のみ——しかも生命なき一面・「つくられた形骸」のみ——しか捉へえないことは自明であるが、このことは「絶對王政」の時代を對象として取扱ふ場合に特に云はれることが出来るのではなからうか。最初に、吾々は「絶對王政」の時代をば「特に政治的な」時期として規定した。それは、「本來生命であり、活動であり、飛躍である」ところの政治的力が「國家の靜態原理であり、硬化守舊の本性を有する」法的制度を突き破る特殊な時期である。勿論、それは國

家の變遷の過渡期に他ならないのであるが、「絶對王政期」がかかる特殊な過渡的時期の一つであることは、最初に述べておいたとほりである。<sup>①</sup>それ故、如上の單にモルフオロギッシュな制度史的な比較研究に基づく「絶對王政」の把握の仕方は——特にかゝる特殊な時期に就いては——その時代の全體を捉へるのに無力であるばかりでなく、結果に於いてはむしろその時代の本質的特徴を抹殺してしまふものであると云はねばならないであらう。「特に政治的な」性格をもつと考へられる「絶對王政」期の如きは、たゞ——吾々が最初に規定しておいたやうな——「政治史」的立場に於いてのみ、眞に理解されることが出来また余き姿に於いて把握されることが出来るかと考へられるのである。

然らば、吾々の立場に於いては、「絶對王政」は如何に捉へられるべきであらうか。第一に、吾々の捉へるべき對象はすぐれて行爲の世界であり、吾々の目標はこれを主體的行爲の世界として再現するところにある筈である。それ故、吾々は「絶對王政」をば主體的行爲の側面に於いて——即ちそれを一つの「制度」としてではなく、政治的な力のはたらく場として、その政治的權力が古いものを破り新しいものを創出してゆく行爲の世界として再現しなければならぬ。第二に、吾々は「絶對王政」をばヨーロッパのそれ、それ、それの國に固有な「中世國家」から「近代國家」への國家的制度の移行の過程の中に於いて把握しなければならぬ。即ち、「絶對王政期」はそれ自身に於いてま、ま、まをもつ自己完結的な固有の一時期としてではなく、長い過程の一部分として理解されるべきであると同時に、それはあくまで同、一、國、家に於ける國家的制度の移行過程の中に於いて考へられるべきものであつて、決して各國の「絶對王政」がそれ、それ、それヨーロッパ諸國全般にわたる一系列の發展の各一段階を形成するものと考へられるべきではない。況や、各國を通じてのかゝ



る國家的制度の變遷の過程に何らかの發展法則や直線的進歩を見出しうると考へる如きことは嚴に拒否されねばならない。要するに、吾々は、支配の一元化——これはそれ自身に於いて「近代國家」成立の過程を具現するものに他ならぬものであるが——を強行する *ausserrechtlich*, *metarechtlich*, *ja rechtsfeindlich* な實力として *Landesherr* の政治的權力が——一面に於いては従前の「中世國家」に固有な根本原理を否定しそれに淵源する諸種の秩序を打破しつゝ同時に——「近代國家」に固有な「國家權力の不可讓渡性 (*Unveräußerlichkeit*)」の原理を實現し、やがて「國家人格の統一性と不可分性 (*Unteilbarkeit*)」の理念を生み出すべき *Realbasis* を創出していつたその否定即創造の行爲をば、それぞれの國の國家的制度の移行過程の中に於いて把握しなければならぬのである。吾々は、さきに前節に於いて「絶對王政」の成立を論じた場合にも、かやうな立場から考察しておいた筈である。

然らば、かやうな立場から見るとすれば、「絶對君主」の創出した「國家」は「近代國家」の成立の過程に於いて如何なる位置を占めるものと考へられるべきであらうか。通常、「近代國家」は「絶對王政」の形態に於いて成立するものと考へられてゐる。しかし、このことは——吾々の立場からするならば——如何なる意味に於いて云はれることが出来るであらうか。先づ吾々は、一、「テリトリウム」の形成、の冒頭に於いて論じた方法的見地よりして「國家權力の讓渡の可能性」と云ふ點からこれを考察しなければならない。「絶對王政」の成立と云ふ事實が國家的權力の *Träger* の歸一と云ふことを意味し、そしてこれによつて従前の「領域國家」に於ける *Rechtssubjekt* の二元的對立が克服されたことは、すでに前節に於いて述べたところであるが、このことは「中世國家」に於いて極度に分散的に *veräussern* さ

れてゐて十二・三世紀以降一元化への傾向をとり始めた國家的權力が漸く「絶對王政」の成立によつて一人格に集中的に表現されることとなつたと云ふ事實を意味するものでなければならぬ。しかし、かゝるものとしての支配の一元化の完成——即ち具體的には「絶對王政」と云ふ一元的支配の確立——は、單にそれだけのことを意味してゐるのでなく、同時にそれが極めて抽象的な「國家」理念の成立を意味するものであつたことを吾々は見落してはならないのである。例へば、一人の「絶對君主」が「l'état c'est moi」と云つた場合、そこでは抽象的理念としての「國家」がその一人の現實の君主の人格と identifizieren せしめられてゐるのであるが、これに反して彼が自らを“Amtmann am Fürstentum”と呼び或は *le roi c'est le premier serviteur de l'état* と云ふ場合、そこには可視的な現實の君主の人格から捨象されたところの獨立の極めて抽象的な「國家」の理念が明確に呈示されてゐるのである。こゝから、十九世紀に於ける「國家人格」觀念の成立に至るまでの距離は、恐らくは僅か一步にすぎないであらう。かゝる抽象的な「國家」が「統一性」と「不可分性」と(Einheit und Unteilbarkeit)<sup>19)</sup>をば自己の本質的特徴となしてゐることは云ふまでもない。しかも、國家的權力なるものはかやうな抽象的な「國家」に歸屬することによつてのみ國家的な權力であることが出来るのである。それ故、吾々はそこに「國家的權力の不可讓渡性(Unveräußerlichkeit)」の原理の實現を看取することが出来るであらう。即ち、ベーロウの考へてゐる——「一定の國家權力は讓渡されえないものでありそれは國家自身の手確保されねばならない」と云ふ——「近代國家」に固有な根本原理は具體的には「絶對王政」の形態に於いて現象するものであることを吾々は結論して差支ないであらう。従つてまた、かゝる觀點から云ふならば、「近

代國家」は「絶對王政」の形態に於いて成立するものであると結論することを許されるであらう。

以上、吾々は、「テリトリウム」に於ける Landesherrschaft の發展が「領域國家」に於ける Dualismus を克服して「絶對王政」にまで生長した過程を跡づけ、そして「絶對王政」の中に「近代國家」の成立を看取しうる所以を考へたのであるが、前節に於いて述べておいたやうに、「テリトリウム」の成立は本來封建制度そのものに對する攻撃でありそれに犠牲を強ひるものであつたと同時に従つてまたそれは直接間接に「神聖ローマ帝國」並びに「教會」に對しても同様な意義を有するものであつたが故に、「テリトリウム」に於ける Landesherrschaft の發展形態としての「絶對王政」の確立と更にその王權の伸長は、また必然的に「神聖ローマ帝國」からの Enttrending と「教會」との關係の切断を結果するものでなければならなかつた。言葉をかへて云へば、それは政治の宗教からの分離であり、政治の遺俗 (Säkularisierung) であると同時に、中世的・カトリック的 Universalismus からの解放を意味するものでもあつた。さきに擧げたヴェルヘルム・モムゼンの最近の「絶對王政」研究は、かやうなところに批判の重點を置いてゐるものと考へられるのであるが、現代のドイツ史家の所謂民族的立場よりすれば、これはむしろ當然の行き方であらう。「絶對王政」は、宗教改革が宗教の領域に於いて始めたところのことを、政治及び國家の領域に於いて完成したのであつた。それが、中世的・カトリック的組織の Universalismus からヨーロッパを解放し、國家をば世俗的根柢の上に創出したことは、新しい自然科学及び哲學が思惟をばドグマ的・神學的紐帶から自由にしたのと同様である。絶對王政は、そこに於いて中世が數世紀間かゝつて一步一步克服されて行つたところの Säkularisierung の大きな過程にとつて、特

に重要なものである。<sup>⑩</sup>「固有の Staatsidee と Staatsrätson とを有し、吾々が國家と呼ぶところのすべてのものは、絶對王政の時代に成立するのである。」<sup>⑪</sup>しかも、重要なことは、かやうな Säkularisierung が單に政治及び國家の領域のみに止まらなかつたと云ふ事實である。<sup>⑫</sup>「絶對王政が universalistisch な束縛からの Säkularisierung と Ablösung を意味したことは、吾々のすでに云つたところである。(しかも)かゝる Säkularisierung と Ablösung は(それのみには止まらずして)藝術及び科學をして特に自然科學並びに哲學に於ける文化生活の領域での同様な Säkularisierung を伴つたのであつた。」<sup>⑬</sup>吾々も、かやうなところに觀點を置くことによつて、一般に近代社會の創出並びに近代精神の生成に對する「絶對王政」の積極的な機能を理解することが出来ると同時に、所謂「近代國家」としての「絶對王政」の近代性格を確認することが出来るであらう。誠に、ランケの教へる如く、「近世ヨーロッパの發展に寄與したすべての理念の内、恐らく最も効果的であつたものは、完全に自立的な、他の如何なる點からも拘束されずに、たゞ己れ自らにのみ基く國家權力の理念である」<sup>⑭</sup>と云はねばならないであらう。

以上は、要するに、専ら國家的權力の Träger の歸一と云ふ點から、「領域國家」に於ける Dualismus の克服と「絶對王政」の成立を考察し、そしてかゝる觀點から「近代國家」としての「絶對王政」のもつ近代性格にまで論及したものに他ならないのであるが、最後に吾々は國家機構に於ける身分的構造に就いて考へねばならない。勿論、斷るまでもないであらうが、國家權力の一元化が完成せられそれが一人格に集中的に表現されると云ふことと、國家機構に於ける身分的構造が打破せられ國家成員間の秩序に於ける身分的隸屬關係が拂拭せられることは同じではない。従つ

て、云ふまでもなく、「絶對王政」の成立によつて一元的支配が確立されたと云ふ事實は、決してたゞそれだけでたゞちに「領域國家」に於ける身分的構造が破棄されたことを意味するものではないのである。換言すれば、「絶對王政」の成立によつて *Landständische Verfassung* が打破せられ *Stände* は國家的權力の *Träger* たることを止めたのであるが、しかし決してそれが同時に國家内に於ける身分的特權の廢棄を意味するものではなかつたのである。<sup>⑤</sup>吾々は、さきに前節に於いて、「領域國家」に於ける身分的構造を考へ、そしてテオドル・マイヤーの構成してある二つの對立的「國家類型」概念——“*Personenverbandsstaat*”と“*Flächenstaat*”——によつて「領域國家」をば“*Personenverbandsstaat*”として規定したのであるが、かゝる點から云ふならば、「絶對主義國家」もまた従前の「領域國家」から本質的に區別されるべき何ものをも有たないのであり、かくの如き觀點に於いては、それは「領域國家」と同様に“*Personenverbandsstaat*”として把握されねばならず、従つてまた吾々はこゝに従前の「領域國家」に於けるとは別の意味での新しい二重國家的性格 (*Dualismus*) をば「絶對主義國家」に就いて考へねばならないであらう。

しかしながら、いま右に述べたところは、「絶對君主」が國家機構に於けるかくの如き身分的構造を打破すべき課題の擔當能力をも資格をも有たなかつたことを意味するものでは決してない。フランス人が下からの運動によつて覆したものを、ドイツの諸邦に於いては國家權力が上から打破したのであつた。勿論、かやうな意味での——即ち國家權力に關しても國家構造に關しても言葉の十全な意味に於いて「近代的」なものとなされる國家が十九世紀を待たずしては見られることが出來ないのは云ふまでもないことであつて、そこに吾々は十八世紀後半から十九世紀初頭にかけて

てのドイツ諸邦特にプロシヤに於ける一聯の改革事業のもつ眞の意義を汲みとることが出来るのである。單にこの時期に於けるかやうな改革事業ばかりではない。やがて十九世紀前半期を通じて展開される諸種の政治運動も或はこれに伴ふ制度上の種々の革新も更にまたそれらの運動と變革の頂點をなすものと考へられる「三月革命」も、吾々のとつて來た立場に立つて、「完成期の近代國家」と云ふ視野から——特に變革期に於ける政治的<sup>な</sup>力の創造的な機能に焦點をおきし——「さま一度新しい眼を以て見直されるべき必要はなからうか。(完)

- ① Th. Mayer: Ausbildung der Grundlagen des modernen deutschen Staates im hohen Mittelalter, Hist. Zeitschr. Bd. 159. 1939. S. 484.
- ② O. Hintze, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 141. S. 232.
- ③ Wilhelm Mommsen: Zur Beurteilung des Absolutismus, Hist. Zeitschr. Bd. 158. 1938. S. 61.
- ④ Fritz Hartung: Die Epochen der absoluten Monarchie in der neueren Geschichte, Hist. Zeitschr. Bd. 145. 1932. S. 46 ff.
- ⑤ Kurt Breyssig: Die soziale Entwicklung der führenden Völker Europas. Schmollers Jahrbuch, Jg. 22. 1898. S. 141 ff.
- ⑥ Reinhold Koser: Die Epochen der absoluten Monarchie in der neueren Geschichte, Hist. Zeitschr. Bd. 61. 1889. S. 246 ff.
- ⑦ Heinrich von Treitschke: Politik, 2ter Bd. 1911. S. 109 ff.
- ⑧ Vgl. F. Hartung, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 145. S. 46.
- ⑨ Wilhelm Roscher: Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland, München, 1874. S. 380 ff.
- ⑩ Vgl. Max Weber: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 1922. S. 29.
- ⑪ O. Hintze: Roschers politische Entwicklungstheorie, Schmollers Jahrbuch, Jg. 21. 1897. S. 784-785.
- ⑫ O. Hintze, a. a. O. Schmollers Jahrbuch, Jg. 21. 1897. S. 767-811.
- ⑬ M. Weber: Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, Tübingen, 1922. S.

1冊。

- ⑩ R. Koser, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 61. 1889. S. 246. ノボザールは「シムボラー」の區別した「宗教的」・「宮廷的」・「啓蒙的」の三つを以ての發展階層の代りとして「praktische Absolutismus, der grundsätzliche Absolutismus, der aufgeklärte Absolutismus」の三者に區分する。時代が異なるに於て der praktische Abs. は第十六世紀、der grundsätzliche Abs. は第十七世紀に屬するべきものが、ノボザールは此の二者をそれぞれ古代ローマの「マウクス・トレンヌス」の Principat と「ナイ・トクレンティウス」の專制支配となせ、又、此の二者の中後者は前者の「上昇」として成立するものと考へてゐる。然るに、第十八世紀に成立する第三の「啓蒙的絕對王政」は、彼によれば、第二のもの即ち第十七世紀の der grundsätzliche Abs. の「退化」(Rückbildung)として考へられてゐる。故に、これには「シムボラー」の考へる如き直線的進歩・一方的な價值上昇は否定されてゐるわけである。Vgl. R. Koser, a. a. O. H. Z. 61. S. 247 f.
- ⑪ ノボザールもまた「シムボラー」と同じく、ヨーロッパ諸國全體

に發達する一般的な發展階層乃至はその發展法則を求めようとする。尙制度史的な比較研究の立場に終始してゐるべき。Vgl. R. Koser, a. a. O. ebenda.

- ⑫ Vgl. F. Hartung, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 145. S. 46-52.
- ⑬ 本書の序論(「序論」第二十三卷第三號六六・六七頁)參照。
- ⑭ F. Raafah, a. a. O. Schmollers Jahrbuch, Jg. 33. 1909. S. 127.
- ⑮ F. Raafah, a. a. O. Schmollers Jahrb. 33. S. 114.
- ⑯ G. v. Below: Die Anfänge des modernen Staats mit besonderem Blick auf die deutschen Territorien. "Territorium und Stadt", 2te Aufl. 1923. S. 192.
- ⑰ W. Mommsen, a. a. O. H. Z. 158. S. 54-55.
- ⑱ Derselbe, a. a. O. H. Z. 158. S. 55.
- ⑲ Derselbe, a. a. O. H. Z. 158. S. 57.
- ⑳ 高坂正顯「歴史的世界」三四六頁參照。
- ㉑ F. Raafah, a. a. O. Schmollers Jahrb. 33. S. 127.

附記

本稿の(上)を書き終へたのが昭和十三年六月、間もなく召集令状を受け九月一日には應召入隊したために續稿の中斷を餘儀なくされた。止むを得ない事情からとは云ふものの、當時の編纂委員の方々に御迷惑をかけたことと思ふ。こゝに記して謝意を表す。

昨夏召集解除後、再び筆を執り始めたが、結局(中)を書いたのが十四年十一月、(下)を書いたのが十五年二月であり、(上)の執筆を始めてから二年に近い歲月が流れてゐる。その上、起稿の當時と今日とは氣持の上にも考への上にも相當の距離があり、前後の統一をとるのに苦しんだが、さて仕上げてみると最初の計畫とは随分變つたものになつてしまつた。特に最後の「絶對王政」を考察した節では「威蒙的專制君主の治下に於ける政治と經濟」に就いて論證してみるつもりであつたが、都合で全部省略し單に「絶對主義國家」が「近代國家」成立の過程に於いて占める位置を考へるにとどまつた。別の機會をとらへて論じてみたいと思つてゐる。しかし、いま兎も角も出征前から負はされてゐた責任を一應果すことが出來て、何となく肩の荷を下したやうな氣持である。戦地に在つても、これだけは仕上げておけばよかつたと幾度思つたかしのなかつた。計らずも本稿が私にとつての支那事變従軍記念となつたわけである。

(昭和十五年二月二十五日稿了)